

指定資源回収袋の引き換えをお忘れなく！

【問合わせ】 環境課 ☎23-3567



令和4年度のごみ減量目標達成のお礼として、市民の皆さんに資源回収袋(大)をおひとりにつき**1組(10枚)**配付しています。

以下の配付方法をご覧ください、交換期限までに交換をお願いします。

※「指定資源回収袋の交換案内はがき」がお手元に届いていない場合は、お手数をおかけしますが、環境課ごみ減量担当までご連絡ください。

配付方法

①半田市から「指定資源回収袋の交換案内はがき」を郵送しています。

②交換対応可能店舗で、はがきと指定資源回収袋(大)を交換します。

店舗一覧は、市ホームページをご覧ください。

交換期限 令和5年12月31日(日)まで

※交換期限を過ぎての交換は対応していませんのでご注意ください。

交換対象者

令和5年3月1日を基準日として、半田市に住民登録がある方。

はがきは世帯主として登録されている方へ送付し、世帯員分をまとめて交換いただきます。



▲交換案内はがき

生ごみ処理機などの購入費を補助します

【問合わせ】 環境課 ☎23-3567



家庭から出るごみのうち、約30%は生ごみです。生ごみ処理機などを活用すると、生ごみの嫌なニオイが抑えられ、重さが軽くなるのでごみ出しが楽になります。また、有機肥料として家庭菜園にも利用できます。ごみ減量にもつながりますので、ご利用を検討してみてもいいかもしれません。

対象者

市内に住所を有する方 ※一定の条件あり

補助内容

◇生ごみ処理機 購入金額の3分の2(上限15,000円)

◇生ごみ堆肥化容器 購入金額の3分の2(上限6,000円)

※その他詳細は、市ホームページでご確認ください。



▲生ごみ処理機イメージ

令和5年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の申請はお済みですか？

【問合わせ】

臨時特別給付金事業実施本部 ☎84-0600



申請期限は、**10月31日(火)です。**

住民税非課税世帯等を対象とする“臨時特別給付金(1世帯あたり3万円)”の通知が届いている方は、同封の確認書を返送してください。対象世帯へは、7月上旬に郵送しています。

なお、未申告者を含む世帯へは、課税状況の確認ができないため、通知を送付していません。税務課で申告のうえ、ご相談ください。また、令和5年1月2日以降の転入者を含む世帯、DVを理由に避難している方など、通知が届いていない非課税世帯の方は、申請書や令和5年度住民税非課税証明書などの提出が必要となるため、ご連絡ください。